

か三月後者に廿五日を去るなり。

二益正月の賞去はし事務員役付は俸給り十兩

を支給すれども技士例に對してその恩典示し

二技術士と一般技士との差別待遇餘りなし。

爭議經過大要

七月十六日 職工代表として組長酒見七郎・中島和

平次・西村嘉八は並に配入中尾悟一の手許まで歡迎書

を提出せり 尚同所職工は創立當時より自助会に

よりの組織に会費二十兩を徴収して相互救済の